

ガイアナの入国規制措置（１０月１７日更新）

ガイアナ政府は、２０２２年１０月１７日からの新型コロナウイルスに係る入国規制措置を更新しました。今次更新により、入国時の新型コロナウイルス陰性証明書及びワクチン接種証明書の提示の必要が無くなっております。

参考：ガイアナ観光局ホームページ

<https://guyanatourism.com/traveladvisory/>

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ： <http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail： ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。